

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第54号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第 1 条 建築基準法施行細則（平成20年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 計画通知書 法第18条第 2 項又は第 4 項（法第87条第 1 項、第87条の 4 並びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書をいう。 (確認申請手数料等の免除又は減額) 第 7 条 略 (1) 法第18条第 2 項、第20項及び第28項（これらの規定を法第87条第 1 項、第87条の 4 並びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）別表第 1 第 2 表 手数料の部（以下「<u>条例別表</u>」という。）512の項、513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料 (2) 法第18条第38項第 1 号及び第 2 号、第43条第 2 項第 1 号及び第 2 号、第44条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第47条ただし書、第48条第 1 項から第14項まで（これらの規定のただし書に限る。）及び第16項、第51条ただし書、第52条第 6 項第 3 号、第10項、第11項及び第14項、第53条第 4 項、第 5 項及び第 6 項第 3 号、第53条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号、第55条第 2 項から第 4 項まで、第56条の 2 第 1 項ただし書、第57条第 1 項、第57条の 2 第 1 項、第57条の 3 第 1 項、第57条の 4 第 1 項ただし書、	(定義) 第 2 条 略 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 計画通知書 法第18条第 2 項（法第87条第 1 項、第87条の 4 並びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知書をいう。 (確認申請手数料等の免除又は減額) 第 7 条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。 (1) 法第18条第 2 項、第20項及び第28項（これらの規定を法第87条第 1 項、第87条の 4 並びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第 2 号）別表第 1 第 2 表 手数料の部512の項、513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料 (2) 法第18条第38項第 1 号及び第 2 号、第43条第 2 項第 1 号及び第 2 号、第44条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第47条ただし書、第48条第 1 項から第14項まで（これらの規定のただし書に限る。）及び第16項、第51条ただし書、第52条第 6 項第 3 号、第10項、第11項及び第14項、第53条第 4 項、第 5 項及び第 6 項第 3 号、第53条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号、第55条第 2 項から第 4 項まで、第56条の 2 第 1 項ただし書、第57条第 1 項、第57条の 2 第 1 項、第57条の 3 第 1 項、第57条の 4 第 1 項ただし書、

第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、令第137条の12第6項及び第7項並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 条例別表515の項から561の4の項まで、570の2の項、570の3の項、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの条例別表512の項、513の項、514の項、562の項から570の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

(建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票)

第8条 条例別表512の項から570の3の項まで（515の2の項及び515の3の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を施行規則で定める様式による申請書若しくは通知書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合又は香川県証紙によらないで納付する場合は、この限りでない。

第58条第2項、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第6項及び第7項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項、第87条の2第1項並びに第87条の3第6項及び第7項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、令第137条の12第6項及び第7項並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、570の2の項、570の3の項、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部512の項、513の項、514の項、562の項から570の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

(建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票)

第8条 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部512の項から570の3の項まで（515の2の項及び515の3の項を除く。）に規定する手数料を納付する者は、建築基準法に基づく手続等に関する手数料納付票（第3号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を施行規則で定める様式による申請書若しくは通知書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合又は香川県証紙によらないで納付

(確認申請書等に添えるべき図書)

第9条 略

2 前項及び第5項の規定は、確認申請書又は計画通知書を指定確認検査機関に提出する場合については、適用しない。

3～4 略

5 施行規則第1条の3第1項の表2の(85の2)項の(ろ)欄に掲げる建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定に適合することの確認に必要な図書及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第3号の規定に適合することの確認に必要な図書は、次の各号に掲げる書類のいずれかによるものとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第4条第1項に規定する設計住宅性能評価書又はその写し

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第7条の4第1項第1号に規定する長期使用構造等である旨の確認書若しくは長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第6条に規定する長期優良住宅建築等計画の認定通知書又はそれらの写し

(3) 宣言書（第5号様式の2）

(中間検査申請書等に添付する書類)

第12条 略

2 略

(1) 略

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第5条の軽微な変更に該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第9号様式の2から第9号様式の4まで）

(3) 略

(建築物の定期報告)

第16条 略

2 略

する場合は、この限りでない。

(確認申請書等に添えるべき図書)

第9条 略

2 前項の規定は、確認申請書を指定確認検査機関に提出する場合については、適用しない。

3～4 略

(中間検査申請書等に添付する書類)

第12条 略

2 施行規則第4条第1項第6号（施行規則第4条の4の2において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 略

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条の軽微な変更に該当する場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第9号様式の2）

(3) 略

(建築物の定期報告)

第16条 略

2 略

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により知事が付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

	項目	方法	結果の判定基準
建築物 の内部	防火設備（ 防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準に適合の状況	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口の規定に適合しないこと。
	照明器具、懸垂物等	防火設備（防火扉を除く。）	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。

3 施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、配置図及び各階平面図とする。ただし、法第12条第1項の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

	又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	視等」という。)により確認する。	
常閉防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号又は第2号イの規定に適合しないこと。

			<u>火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。</u>	
	<u>居室の採光及び換気</u>	<u>換気設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること</u> <u>で足りる。</u>	<u>換気設備が作動しないこと。</u>
		<u>換気の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u>
<u>避難施設等</u>	<u>特別避難階段</u>	<u>階段室又は付室の排煙設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること</u> <u>で足りる。</u>	<u>排煙設備が作動しないこと。</u>
	<u>防煙壁</u>	<u>可動式防煙壁の作動の状況</u>	<u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、</u>	<u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u>

		<u>3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</u>	
排煙設備	排煙設備の作動の状況	<u>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</u>	<u>排煙設備が作動しないこと。</u>
非常用エレベーター	昇降路又は令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	<u>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</u>	<u>排煙設備が作動しないこと。</u>
	非常用エレベーターの作動の状況	<u>非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</u>	<u>非常用エレベーターが作動しないこと。</u>
非常用の照明装置	非常用の照明装置	<u>各階の主要な非常用の照明装置の作</u>	<u>非常用の照明装置が作動しないこと。</u>

		<u>の作動の 状況</u>	<u>動を確認する。た だし、3年以内に 実施した定期検査 の記録がある場合 にあつては、当該 記録により確認す ることで足りる。</u>	
		<u>照明の妨 げとなる 物品の放 置の状況</u>	<u>目視等により確認 する。</u>	<u>照明の妨げとなる 物品が放置されて いること。</u>

4 略

5 施行規則第5条第4項の規則で定める書類は、配置図及び各階平面図とする。ただし、法第12条第1項の規定による報告が前回の報告と変更がない場合は、この限りでない。

(建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第17条 略

2 略

(1) 令第16条第3項第1号の昇降機 毎年4月1日から翌年3月31日(同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合にあっては、当該経過する日の属する月の末日)まで

(2)・(3) 略

3～5 略

第5号様式(第9条、第22条関係)

略

第5号様式の2(第9条)

4 略

(建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第17条 略

2 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 令第16条第3項第1号の昇降機 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(2)・(3) 略

3～5 略

第5号様式(第9条、第22条関係)

略

(日本産業規格A列4番)

宣言書

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者 氏名

住所

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☐ (1) 設計住宅性能評価書
- ☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- ☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☐ 申請済 申請年月日 (年 月 日)
- ☐ 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称

及び所在地

※申請先の名称について、1(1)又は(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

記 載 欄	受 付 欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐ 提出有 (提出日 年 月 日)	
☐ 提出無 (本書の取下げ)	
☐ その他 ()	

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）
略

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）
略

第 9 号様式（第12条関係）
略

第 9 号様式の 2（第12条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・仕様基準）
（第 1 面）

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	確認済証交付年月日・番号	
4	軽微な変更の内容	
	☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
5	備考	
注意	1 この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第 3 面の別紙として添付してください。 2 4 軽微な変更の内容において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第 2 面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。 3 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁あるいは登録省エネ適合性判定機関による省エネ適合性判定が必要となりますのでご注意ください。	受 付 欄

第 9 号様式（第12条関係）
略

(第2面)

[外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更]

変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

☐ 断熱構造とする部分の変更

☐ 外皮の断熱性能等の変更

☐ 開口部の断熱性能等の変更

☐ その他 ()

上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

添付図書等

注意 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更]

変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる	
☐ 暖房設備 変更内容記入欄	()
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	()
☐ 全般換気設備 変更内容記入欄	()
☐ 照明設備 変更内容記入欄	()
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	()
添付図書等	
注意 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第3面別紙に必要事項を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

第 9 号様式の 3（第12条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）
（第 1 面）

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1 建築物等の名称	
2 建築物等の所在地	
3 省エネ適合判定年月日・番号	
4 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5 備考	
注意 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第 3 面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、A にチェックした場合には第 2 面に、B にチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。C にチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受 付 欄

(第2面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる
次の①から④に該当する変更 ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更 (外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更 ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ☐ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。) ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
添付図書等
注意 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

変更前のBEI = () ≤ 0.9
変更内容は、①または②に該当する変更となる
☐ ① 床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
変更前のUA値 = () ≤ () × 0.9、 変更前の η AC値 = () ≤ () × 0.9
☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか
☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 ☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 ☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更
上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
添付図書等
注意 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

第 9 号様式の 4（第12条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書
(第 1 面)

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1 建築物等の名称	
2 建築物等の所在地	
3 省エネ適合判定年月日・番号	
4 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5 備考	
注意 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第 3 面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、A にチェックした場合には第 2 面に、B にチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。C にチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受 付 欄

第 9 号様式の 2（第12条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更
説明書

(第 1 面)

年 月 日

香川県建築主事 殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更¹に該当する変更²がありましたので、変更の内容を報告します。

1 建築物等の名称	
2 建築物等の所在地	
3 省エネ適合判定年月日・番号	
4 変更の内容	
☐ A 省エネ性能が向上する変更 ☐ B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。）	
5 備考	
注意 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第 3 面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、A にチェックした場合には第 2 面に、B にチェックした場合は第 3 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。C にチェックした場合には、軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受 付 欄

(第2面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

略

(第3面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

略

(日本産業規格A列4番)

(第2面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

略

(第3面)

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

略

[空調設備関係]

次に掲げるア又はイのいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
ア 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
イ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率() %
平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率() %

[空調設備関係]

次に掲げるア又はイのいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更
ア 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
外壁の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
屋根の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
外気に接する床の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
窓の平均熱貫流率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率() %
窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない範囲)又は減少
変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均日射熱取得率 変更前() 変更後() 増加率() %
イ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下
平均熱源効率(冷房平均COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率() %
平均熱源効率(暖房平均COP)
変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率() %

(第3面 別紙)

[機械換気設備関係]

略

(第3面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途ごとにつき、次に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更

単位床面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(日本産業規格A列4番)

(第3面 別紙)

[機械換気設備関係]

略

(日本産業規格A列4番)

(第3面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途ごとにつき、次に該当し、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である変更

単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第3面 別紙) [給湯設備関係] 略	(第3面 別紙) [給湯設備関係] 略
(第3面 別紙) [太陽光発電関係] 略	(第3面 別紙) [太陽光発電関係] 略

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(認定申請書に添えるべき図書) 第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（低炭素建築物新築等計画が住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。 2 略 (認定申請手数料及び変更認定申請手数料) 第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1	(認定申請書に添えるべき図書) 第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（低炭素建築物新築等計画が住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。 2 略 (認定申請手数料及び変更認定申請手数料) 第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1

第2表 手数料の部（以下「条例別表」という。）576の2の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と同項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 略

(2) 非住宅部分で工場等の用途に供する場合（前号に掲げる場合を除く。）

次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

イ その他の場合 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(3) 非住宅部分で基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前2号に掲げる場合を除く。）

当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

(4) 住宅部分で基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第3の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

(5) 住宅部分で基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第3の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(6) 住宅部分で基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準（基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 条例別表576の2の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

第2表 手数料の部576の2の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表（住戸にあっては、別表第3）の金額欄に定める額を合算した額

2 条例別表576の3の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と条例別表576の2の項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる場合（前号に掲げる場合を除く。） 前項第2号に定める額に2を乗じて得た額

(3) 前項第3号から第6号までに掲げる場合（第1号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める額

別表第1（第10条関係）

区分			金額
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	6,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,000円

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の3の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1条に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表（住戸にあっては、別表第3）の金額欄に定める額を合算した額

(4) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前3号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

別表第1（第10条関係）

区分		金額
住戸	住戸の数が1戸のもの	6,000円
	住戸の数が2以上5以下のもの	11,000円
	住戸の数が6以上10以下のもの	18,000円
	住戸の数が11以上25以下のもの	3万円
	住戸の数が26以上50以下のもの	49,000円

非住宅 部分		一トール未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	98,000円
	床面積の合計が300平方メートル未満のもの		12,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		2万円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		33,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		154,000円
	床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		195,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		243,000円

備考 基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第2（第10条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円	28,000円	106,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円	38,000円	134,000円
床面積の合計が1,000平方メートル	46,000円	52,000円	177,000円

	住戸の数が51以上100以下のもの	88,000円
	住戸の数が101以上200以下のもの	139,000円
	住戸の数が201以上300以下のもの	175,000円
	住戸の数が301以上のもの	187,000円
住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	3万円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	88,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	139,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	175,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	219,000円
住宅以外の用途に供する部分		床面積の合計に応じ住宅の共用部分の項の金額欄に定める額

別表第2（第10条関係）

	区分	金額
住戸	住戸の数が1戸のもの	39,000円
	住戸の数が2以上5以下のもの	77,000円
	住戸の数が6以上10以下のもの	107,000円

以上2,000平方メートル未満のもの			円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,000	123,000	286,000
	円	円	円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	174,000	182,000	373,000
	円	円	円
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,000	225,000	449,000
	円	円	円
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	267,000	279,000	526,000
	円	円	円

	住戸の数が11以上25以下のもの	151,000円
	住戸の数が26以上50以下のもの	215,000円
	住戸の数が51以上100以下のもの	308,000円
	住戸の数が101以上200以下のもの	416,000円
	住戸の数が201以上300以下のもの	545,000円
	住戸の数が301以上のもの	641,000円
住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	121,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	198,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	307,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	394,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	47万円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	548,000円
住宅以外の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	97,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	161,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	259,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	338,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	404,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	475,000円

別表第3（第10条関係）

第1欄		第2欄	第3欄
一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円	31,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円	34,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	40,000円	62,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	69,000円	104,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	125,000円	181,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	189,000円	264,000円

備考 その他の場合の第3欄の額の算定にあたり、基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

第2号様式（第5条関係）

超えるもの

別表第3（第10条関係）

区分		金額
住戸	住戸の数が1戸のもの	21,000円
	住戸の数が2以上5以下のもの	38,000円
	住戸の数が6以上10以下のもの	54,000円
	住戸の数が11以上25以下のもの	76,000円
	住戸の数が26以上50以下のもの	113,000円
	住戸の数が51以上100以下のもの	172,000円
	住戸の数が101以上200以下のもの	243,000円
	住戸の数が201以上300以下のもの	314,000円
	住戸の数が301以上のもの	357,000円

第2号様式（第5条関係）

(日本産業規格A列4番)

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

次の認定（変更認定）の申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（第55条第1項）の認定をしないこととしたので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

(日本産業規格A列4番)

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

印

次の認定（変更認定）の申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（第55条第1項）の認定をしないこととしたので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

第 2 号様式の 3（第 5 条の 2 関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

軽 微 変 更 該 当 証 明 書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第 2 号様式の 3（第 5 条の 2 関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

軽 微 変 更 該 当 証 明 書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事

印

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ) 第3条 法第11条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該計画の提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。 (建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明) 第4条 省令第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第3条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。 2 省令第13条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。 (特定建築物に係る報告の徴収) 第5条 建築主等は、法第15条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、特定建築物状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。 第7条 削除 (認定申請書に添えるべき図書) 第8条 省令第20条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定	(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出の取下げ) 第3条 法第12条第1項又は第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者は、これらの規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該計画の提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画提出取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。 (建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明) 第4条 省令第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書（第2号様式）に省令第1条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。 2 省令第11条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書（第3号様式）によるものとする。 (特定建築物に係る報告の徴収) 第5条 建築主等は、法第17条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、特定建築物状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。 (特定建築物以外の建築物に係る報告の徴収) 第7条 建築主等は、法第21条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、建築物状況報告書（第5号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。 (認定申請書に添えるべき図書) 第8条 省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定

する登録住宅性能評価機関又は法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録省エネ判定機関に限る。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

- 2 前項に規定するもののほか、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第20条第1項又は第26条の申請書に添えなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 法第29条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第31条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第6号様式）により知事に届け出なければならない。

（認定をしない旨の通知）

第10条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第7号様式）に省令第20条第1項又は第26条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）

第11条 省令第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第20条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 省令第28条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、当該登録省エネ判定機関に限る。）が作成した法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

- 2 前項に規定するもののほか、法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第23条第1項又は第27条の申請書に添えなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 法第34条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第36条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第6号様式）により知事に届け出なければならない。

（認定をしない旨の通知）

第10条 知事は、法第35条第1項又は法第36条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第7号様式）に省令第23条第1項又は第27条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）

第11条 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書（第8号様式）に省令第23条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 省令第29条の規定により知事が交付する書面は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書（第9号様式）によるものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告の徴収)
第13条 認定建築主は、法第32条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第11号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)
第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第12号様式）に省令第24条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)
第15条 知事は、法第34条の規定により法第30条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（第13号様式）により認定建築主に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等)
第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部（以下「条例別表」という。）576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と同項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。
(1) 非住宅部分で建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物を工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。）の用途に供する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告の徴収)
第13条 認定建築主は、法第37条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第11号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。
2 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（第12号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)
第14条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第13号様式）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)
第15条 知事は、法第39条の規定により法第35条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（第14号様式）により認定建築主に通知するものとする。
2 知事は、法第42条の規定により法第41条第2項の認定を取り消すときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（第15号様式）により当該認定を受けた者に通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等)
第16条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物を工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。）の用途に供する場合 （当該建築物の工場等の用途に供する部分の床面積の合計が当

ア・イ 略

(2) 非住宅部分で基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号アに掲げる場合を除く。） 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

(3) 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準又は基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額

(4) 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に掲げる基準又は基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該判定に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額

(5) 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に掲げる基準（基準省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（前2号に掲げる場合を除く。） 条例別表576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額

2 条例別表576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と条例別表576の4の項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に定める額に2を乗じて得た額

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる場合 それぞれ当該各号に定める額

3 条例別表576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と同項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。

該建築物の床面積の合計の5分の4以上であり、かつ、その他の部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア・イ 略

(2) 基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号アに掲げる場合を除く。） 当該判定に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 同号に定める額

(2) 前項第2号に掲げる場合 同号に定める額に2分の1を乗じて得た額

3 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額
- (2) 非住宅部分で工場等の用途に供する場合（前号に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額
- ア 基準省令第10条第1号ロに掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 当該認定申請に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額
- イ その他の場合 当該認定申請に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額
- (3) 非住宅部分で基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前2号に掲げる場合を除く。）当該認定申請に係る別表第1の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第4欄に定める額
- (4) 住宅部分で誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第2欄に定める額
- (5) 住宅部分で基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の第1欄に掲げる建築物の床面積の区分に応じ、同表の第3欄に定める額
- (6) 住宅部分で基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準（基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 条例別表576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額
- 4 条例別表576の7の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて当該各号に定める額と条例別表576の6の項に規定する建築物の部分の区分に応じて定める額を合算した額とする。
- (1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

- (1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額
- (2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額
- (3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（第1号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第4の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額
- (4) 基準省令第10条第2号ロ(1)に掲げる基準（基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。）に適合するかどうかの審査を受ける場合（前3号に掲げる場合を除く。） 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄「ア 住宅部分」の「その他の場合」の区分中「床面積の合計」とあるのは「共用部分を除く床面積の合計」と読み替えて、同項の規定により算定した額
- 4 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の7の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(2) 前項第2号に掲げる場合(前号に掲げる場合を除く。) 前項第2号に定める額に2を乗じて得た額

(3) 前項第3号から第6号までに掲げる場合(第1号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める額

(手数料の免除又は減額)

第17条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、条例別表576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げるものの条例別表576の4の項及び576の5の項に規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊したため、災害発生の日から6月以内に工事に着手しようとする建築物

(2) 建築基準法第86条第1項若しくは第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定又は同法第86条第3項若しくは第4項若しくは同法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物

(3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅

(4) 道路法(昭和27年法律第180号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)による事業その他の公共事業の施行による立ち退きのため建築する建築物

(5) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要がある場合又は災害その他特別な理由がある場合において知事が特に必要であると認めた建築物

(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る別表第3の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(3) 誘導仕様基準に適合するかどうかの審査を受ける場合(第1号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る別表第4の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合(前3号に掲げる場合を除く。) 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の6の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額(前項第4号に掲げる場合にあっては、同号に定める額)を合算した額

(手数料の免除)

第17条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける者が県の機関の長である場合は、香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を免除する。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る計画書に同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類を添付しなければならない。

(手数料納付票)

第18条 条例別表576の4の項から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料納付票(第14号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書又は計画書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

別表第1(第16条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円	28,000円	106,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円	38,000円	134,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円	52,000円	177,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,000円	123,000円	286,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	174,000円	182,000円	373,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,000円	225,000円	449,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	267,000円	279,000円	526,000円

別表第2(第16条関係)

第1欄	第2欄	第3欄
一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	31,000円
	床面積の合計が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	34,000円

(手数料納付票)

第18条 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部576の4の項から576の7の項までに規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料納付票(第16号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。ただし、当該手数料を省令で定める様式による申請書又は計画書に香川県証紙を貼り付けて納付する場合は、この限りでない。

別表第1(第16条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円	48,000円	161,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	105,000円	112,000円	259,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	157,000円	165,000円	338,000円
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	194,000円	203,000円	404,000円
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	241,000円	252,000円	475,000円

を有しない場合	メートル以上のもの		
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	40,000円	62,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	69,000円	104,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	125,000円	181,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	189,000円	264,000円

備考 その他の場合の第3欄の額の算定にあたり、基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第3（第16条関係）

区分			金額
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	略
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	6,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	98,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円

別表第2（第16条関係）

区分			金額
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合		6,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	49,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	88,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>2万円</u>
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>33,000円</u>
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>98,000円</u>
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	<u>154,000円</u>
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>195,000円</u>
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>243,000円</u>

備考 基準省令第5条第3項第2号又は基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>3万円</u>
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>88,000円</u>
床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	<u>139,000円</u>
床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>175,000円</u>
床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>219,000円</u>

備考 基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第3（第16条関係）

区分		金額
住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>77,000円</u>
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>127,000円</u>
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>215,000円</u>
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>308,000円</u>
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>97,000円</u>
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>161,000円</u>
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>259,000円</u>
	床面積の合計が5,000平方メートル以上1万	<u>338,000円</u>

	平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	404,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	475,000円

備考 基準省令第14条第2項第2号の適用がある場合は、住宅部分の床面積については、共用部分を除いて算定するものとする。

別表第4（第16条関係）

区分		金額
住宅部分	一戸建ての住宅であって住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 63,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 113,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 172,000円

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

(日本産業規格A列4番)

(第1面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第13条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

(日本産業規格A列4番)

(第1面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第11条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)の変更が同令第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 3 号様式（第 4 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第13条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第 3 号様式（第 4 条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第11条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第7号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項（第31条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

第7号様式（第10条関係）

（日本産業規格A列4番）

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事

印

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

第 8 号様式（第11条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

（第 1 面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第28条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同令第25条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 認定通知書番号 第 号
- 2 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 認定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第 2 面から第 6 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第27の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 8 号様式（第11条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

（第 1 面）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第29条の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同令第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 認定通知書番号 第 号
- 2 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 認定通知書交付者
- 4 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

注意 第 2 面から第 6 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第33の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第 9 号様式（第11条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第28条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第 9 号様式（第11条関係）

（日本産業規格 A 列 4 番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第29条の軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第11号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所
氏 名
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の
ための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行細則第13条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

第11号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所
氏 名
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上の
ための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律施行細則第13条第1項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

第12号様式（第14条関係）
略

第13号様式（第15条関係）

第12号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第13条第2項の規定により
次のとおり報告します。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第 号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

4 報告の内容

第13号様式（第14条関係）
略

第14号様式（第15条関係）

略

略

第15号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定により同法第41条第2項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

1 基準適合認定建築物の認定番号

第 号

2 基準適合認定建築物の認定年月日

年 月 日

3 認定を取り消す理由

第14号様式（第18条関係）
（表面）・（裏面） 略
別紙（表面）

第14号様式 別紙（表面） （日本産業規格A列4番）

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

別紙（裏面） 略

第16号様式（第18条関係）
（表面）・（裏面） 略
別紙（表面）

第16号様式 別紙（表面） （日本産業規格A列4番）

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

別紙（裏面） 略

- 附 則
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中建築基準法施行細則第16条の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。